

青森県ワクチン・検査パッケージ制度取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和3年11月19日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「要綱」という。）」に基づき、青森県内の飲食店等がワクチン・検査パッケージ制度を適用するために必要な事項について定めることを目的とする。

(対象)

第2条 この要領の対象とする事業者は、次の店舗を営むとする。

- (1) あおもり飲食店感染防止対策認証制度に基づく認証を受けた飲食店（以下「飲食店」という。）
- (2) 飲食を主として業としていないカラオケ店

(登録の申請)

第3条 ワクチン・検査パッケージ制度の適用を受けようとする事業者は、ワクチン・検査パッケージ制度登録申請書（別紙様式）により、知事に要綱2（2）の登録（以下「登録」という。）の申請をするものとする。

(登録等)

第4条 前条の規定により登録の申請があったときは、知事は、提出された書類を確認し、申請が適切であると認めたときは、当該申請に係る店舗について登録するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により登録したときは、当該登録に係る事業者（以下「登録事業者」という。）に対し、登録した旨を通知するとともに、登録ステッカーを交付するものとする。
- 3 知事は、申請が適切でないとしたときは、当該申請に係る事業者に対し、登録しない旨を通知するものとする。

(登録ステッカーの利用等)

第5条 登録事業者は、登録を受けた店舗（以下「登録店舗」という。）において、登録ステッカーを利用者の見やすい場所に掲示しなければならない。

- 2 登録事業者は、その責めに帰することができない事由により登録ステッカーを汚損し、又は亡失したときは、登録ステッカーの再交付を求めることができる。

(変更の報告)

第6条 登録事業者は、登録店舗の名称その他登録に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、知事に届け出るものとする。

(実地調査)

第7条 知事（その委託を受けた者を含む。）は、必要があると認めたときは、事前の通知なしに、その職員等をして、登録店舗を調査し、ワクチン・検査パッケージ制度の実施状況を点検させ、報告を行わせることができるものとする。

(登録の辞退)

第8条 登録事業者は、登録の取消しを希望する場合は、登録の辞退を申し出るものとする。

2 前項の申出をした対象事業者は、遅滞なく、登録ステッカーの利用をやめなければならない。

(登録の取消し等)

第9条 知事は、登録店舗がワクチン・検査パッケージ制度の運用に問題があることを確認したときは、当該登録事業者に対して改善を要請し、又は登録を取り消すことができるものとする。

2 知事は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により登録を取り消された対象事業者は、遅滞なく、登録ステッカーの利用をやめなければならない。

4 登録店舗が認証飲食店である場合において、認証の取消しを受けたときは、登録の効力を失うものとし、事業者は、遅滞なく、登録ステッカーの利用をやめなければならない。

5 登録店舗が認証飲食店である場合において、認証の効力の一時停止を受けたときは、その間、登録の効力を停止するものとし、事業者は、登録ステッカーの利用をやめなければならない。

(免責)

第10条 知事は、事業者が登録を受けられなかったこと、登録事業者が登録を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は登録店舗において患者が発生したことによって、事業者又は当該店舗の利用者に生じた損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、ワクチン・検査パッケージ制度の運用に必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年12月24日から施行する。

(制度の終了等)

2 この要領に基づく登録制度については、県内の新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。